

様式第二十九（第二十八条第二項、附則第二条第一項関係）

届出日	2022年9月20日
届出番号	2022-J0019

届出書

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（第30条第1項・第30条第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

令和4年9月20日

内閣総理大臣 殿
 文部科学大臣 殿
 厚生労働大臣 殿
 経済産業大臣 殿

東京都目黒区東が丘2丁目5番21号
 独立行政法人国立病院機構
 理事長 楠岡 英雄

1. 届出をする医療情報取扱事業者（以下「届出者」という）の概要

新規、変更又は中止の別	1. 新規 2. 変更（元の届出番号： ） 3. 中止（元の届出番号： ）
届出者の氏名又は名称	（フリガナ）ドクリツギョウセイカクジノクリツビョウインキョウ キョウトリョウセンター 独立行政法人国立病院機構 京都医療センター
届出者の住所又は居所	〒612-8555 京都府京都市伏見区深草向畑町1-1 電話 075 (641) 9161
代表者の氏名	（フリガナ）コイケ カル 小池 薫
事務連絡者の氏名 （代表者と同じ場合には省略可）	（フリガナ）イッパノサ イタンホウジン ニホンカイイリョウジョウホカシリキョウ 一般財団法人 日本医師会医療情報管理機構 電話 03 (5981) 9099 E-mail j-mimo-info@j-mimo.or.jp

2. 届出項目

- (1) 本人の求めに応じて本届出書に係る当該本人が識別される医療情報の認定匿名加工医療情報作成事業者への提供を停止すること。(□内に印を付けること。)
- (2) 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報の作成の用に供するものとして、認定匿名加工医療情報作成事業者に提供していること。(□内に印を付けること。)
- (3) 認定匿名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報の項目(該当するもの全ての□内に印を付けること。「その他」に該当する医療情報を提供する場合には、その具体的な内容を記載すること。)

✓	診察・検査・治療の内容や結果等に関する情報
	健康診断の結果等に関する情報
✓	調剤に関する情報
	その他 ()

- (4) 認定匿名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報の取得の方法

診察、検査、治療、調剤

- (5) 認定匿名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報の更新の方法

診察、検査、治療、調剤によって取得した医療情報を医療情報取扱事業者のデータベースで更新する。

- (6) 認定匿名加工医療情報作成事業者への提供を法第20条及び規則第6条の規定による安全管理措置に基づく通信手段により提供していること。(□内に印を付けること。)

- (7) 本人又はその遺族からの求めを受け付ける方法(該当するもの全ての□内に印を付けること。)

✓	受付窓口(住所: 京都府京都市伏見区深草向畑町1-1)
	電話(番号:)
	WEB(URL:)
✓	その他 (独立行政法人国立病院機構 本部)

東京都目黒区東が丘 2-5-21 電話 03-4216-4100

病院窓口で受け付けるとともに、国立病院機構本部にて受け付ける。）

3. 本届出書に係る認定匿名加工医療情報作成事業者への医療情報の提供を開始する予定日又はやめた日
提供開始予定日又はやめた日【令和5年2月1日】
4. 主務大臣による公表に関する希望（いずれかの□に印を付けること。）
 希望なし
 次の理由により、【 年 月 日】以後の公表を希望
（公表日を指定する理由： ）
5. 本届出書に係る医療情報の認定匿名医療情報作成事業者への提供が、法令等に抵触するものではないこと。（□内に印を付けること。）
6. 添付書類（□内に印を付けること。）
 委任状（代理人により届出を行う場合に限る。）

記載要領

1. 最上段の届出日及び届出番号の欄には記載しないこと。
2. 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
3. 届出日は、本届出書が主務大臣に到達した日を指す。
4. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。